

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例」(平成14年条例第1号)等の 改正案概要

1 現行条例の沿革

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」(以下「条例」という。)は、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、住民の生活環境を保全することを目的として、平成14年に制定したものです(平成14年6月1日施行)。

条例では、500平方メートル以上3000平方メートル未満(3000平方メートル以上は千葉県の許可)の埋立て等を許可制とし、事業者・土地所有者・市の責務をはじめ、申請手続き、埋立て等に使用される土砂等の届出や安全基準、定期的な検査及び報告、立入調査等について規定しました。

平成20年には条例の一部を改正し、千葉県の埋立て等に係る条例の適用除外区域となり、500平方メートル以上の埋立て等について全ての許可を市が行うこととなりました。

また、平成25年には申請者の欠格要件について改正を行い、平成27年には搬入できる土砂等の明確化として、改良土の使用ができない旨を追加する等、許可基準の整備を図っています。

2 改正の概要

これまで、市では条例に基づき埋立て等の許可を行ってきましたが、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染等に係る対策の強化を図るため、説明会、搬入される土砂等、区・自治会の承諾等について見直しを行うこととしました。

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正案の概要

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
1	説明会の開催	条例 第3条第5項 規則 第1条の2	<p>現行：申請者は、説明会を開いて周辺関係者（特定事業区域から300 mの区域内に居住する者及び特定事業区域の区・自治会長）に事業内容を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。</p> <p>改正：説明会を必ず開催することとします。 ただし、事業者の責めに帰することができない事由（天災、他者による説明会の妨害）で説明会を開催できない場合は、周辺関係者へ書面で通知する方法で代えることとします。</p>	<p>地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。</p>
2	搬入土砂を第3種以上に限定	規則 別表第3	<p>現行：第4種建設発生土や浚渫土でも、安定計算をして安全が確保されれば搬入できます。</p> <p>改正：搬入できる建設発生土を第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に限定します。</p>	<p>第4種建設発生土等は、固さの点で一般の埋立てには適さないものである。また、浚渫土は埋立て後に酸性化する場合があることから、土壌の汚染及び災害の発生の防止のため、禁止するもの。</p>
3	事業区域及び場の境の表示	条例 第18条第2項	<p>現行：特定事業区域の境がわかる表示をしなければいけません。</p> <p>改正：特定事業場の境がわかる表示もすることとします。 また、許可前に表示を行うこととします。</p>	<p>事業場の区域を明確にするため。</p>

No.	項目	条文	内容	改正の狙い
4	区・自治会の承諾	条例 第3条	<p>現行：申請者は、特定事業区域の区・自治会長に事業内容を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。</p> <p>改正：申請者は、特定事業場の区・自治会の承諾を得るよう努めることとします。</p>	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。
5	同意書、承諾書の日付	条例 第9条の4	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者等の同意書並びに特定事業区域の近傍の土地所有者及び周辺住民の承諾書は説明会の後に得たものを有効とします。</p>	地域住民等の理解を十分に得るため。
6	現況図面	規則 第3条の4 第1項第3号 第4条 第2項第15号	<p>現行：特定事業区域及び特定事業場の施工前の図面が必要です。</p> <p>改正：事前協議や本申請に添付する現況図面は、特定事業区域及びその周辺20m以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図とします。</p>	正確な区域、土量を計算するため。
7	既存の法面、擁壁等の安全性の確保	規則 別表第3	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：既に埋立てが行われた場所や、既存の法面、擁壁等がある場所での新たな埋立てについては、その安全性が確保されるようにします。</p>	土砂等の流出等の災害の発生を防止するため。